



社福、医療法人一体運営 ～持ち株会社化のイメージ示される～

◆第4回医療法人の事業展開等に関する検討会（座長：田中滋／慶大大学院経営管理研究科教授）が開催され、複数の医療法人や社福が一体となって医療、介護を提供する非営利のホールディングカンパニー型法人制度の創設に向け、厚労省から制度のイメージや今後の検討課題について示されました。

新型法人制度は、医療と介護を切れ目なく提供するとともに法人間での資金融通や人材異動を行うことによって経営の効率化を図ることなどを目的に、議論が進められていました。昨年8月に示された社会保障制度改革国民会議の報告書において、社福・医療法人の合併が推進が提言されたのをはじめ、政府の産業競争力会議の中間整理案では新法人設立に向け2014年度中に結論を出すよう厚労省に求めていました。

厚労省は来年の通常国会に関連法案の提出を視野に入れ、今後同検討会で本格的に議論を進める方針ですが、病院関係団体の委員からは「かなり違和感がある」「なぜ新型法人が必要なのか」という議論が抜けている」といった否定的な意見があります。厚労省担当者は「全ての医療法人が新型法人に移るわけではない」としていますが、医療・社福の再編につながるだけに今後の議論が注目されます。（参考：厚労省HP／福祉新聞）

議論の内容

<方向性>

- 新法人およびグループ内の社福や医療法人がどのような社会貢献を行うかといった理念を策定し、共有すること。
- 新法人に参加する社福や医療法人が親会社の意思決定に従って運営を行うようガバナンスの仕組みを設ける。
- 新法人が株式会社の介護事業者等に出資できるようにするなど、グループ法人間でヒト・カネ・モノを有効活用する。

<医療法人の透明化確保について>

- 年間1千万円以上の助成を受けている学校法人は、公認会計士等による監査が義務付けられていることを考慮すると、医療法人についても、社会的責任を考慮し、一定規模以上の医療法人を対象に公認会計士等による監査を義務付けるべき。

社福の社会貢献義務化 ～2015年半ばから～

◆16日、政府の規制改革会議（議長：岡素之／住友商事相談役）の第29回会合が開催され、介護・保育事業所における経営管理の強化と社福と営利企業とのイコールフットイング確立に向けた意見書が取りまとめられました。

イコールフットイング確立に向けた議論に関しては、社福に社会貢献活動の実施を義務化する方針が決定しているところですが、その実施時期について、2015年半ばまでに法令で義務付けるよう厚労省に求めています。社会貢献活動としては、生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供や生活保護世帯の子どもへの教育支援などが挙げられています。また、社会貢献の定義や会計区分の整備、社会貢献への拠出制度の創設など、義務化に向けた具体的な制度設計を今年度中に行うよう厚労省に求めているほか、一定規模を超える社福に対しては法令による義務化に先駆けて社会貢献の実施を要請すべきであることなども併せて示されました。

第一種社会福祉事業の経営主体は、行政又は社福と定められていますが、このうち特養の運営について参入規制を撤廃し株式会社などの参入を認めるよう議論が進められてきました。同会議は特養への民間参入は見送る方針で今回示した意見書には盛り込まれていません。

（参考：内閣府HP／福祉新聞／日経新聞ウェブ）

厚労省に求めた改革の内容

<事業者のガバナンス>

- 社福の財務諸表を集約し、一覧性および検索性をもたせた電子開示システムを構築すべき。
- 社福が受給している補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況を、標準的形式に従って国民に分かりやすく開示すべき。
- 社福の役員に対する報酬や退職金等について、開示を義務化すべき。
- 内部留保の位置付けを明確化し再投資の促進や、退職給与引当金等の目的別の積立を行うよう指導すべき。

<経営主体間のイコールフットイング>

- 特養について、中重度の要介護者を支えるとともに、低所得者の支援など公的性格を強めるべき

来年度改定の介護報酬 ～議論はじまる～

◆28日、社会保障審議会介護給付費分科会（会長：田中滋／慶大大学院経営管理研究科教授）が開催され、2015年4月の介護報酬改定に向けたスケジュールが示されました。認知症への対応や補給給付の基準費用額、処遇改善などをテーマに今年12月中旬には介護報酬改定についての取りまとめを行うとしています。また、2015年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに関して、増税が実施された場合は2015年度の改定で併せて対応することも示されました。

介護報酬は3年に1度、物価変動や政策の必要性から見直しが行われ、来年度が定例改定の年にあたります。低賃金に加え高齢化によって介護需要が増す中、介護現場での人手不足が問題となっており、今回の改定では処遇改善の実施が焦点となっています。具体的には賃上げに取り組んだ事業者への報酬を増やすという、介護職員処遇改善加算の拡充策が挙げられています。財源には消費増税分が想定されていますが、委員の中には、将来的に保険料や介護サービスを受ける人の自己負担の引き上げにつながるのではないかと、「報酬を引き上げ続けるのは難しい」といった意見も出されています。

保険料や自己負担の上昇を抑えつつ、介護職員の処遇改善を図るといった難しい対応が求められているほか、給付の無駄やサービスの見直しも今度課題となりそうです。

（参考：厚労省HP／日経新聞ウェブ）